| | | | |
|---|---|---|---|
| 札幌市 | 栃木市 | 上記以外の市町村 | |
| 新潟市 | 前橋市 | | |
| 福井市 | 富山市 | | |
| 豊橋市 | 金沢市 | | |
| 徳島市 | 岡山市 | | |
| 四九八、三八七円 | 長崎市 | 四八四、三二七円 | |

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 旭川市 | 帯広市 | 札幌市 | 釧路市 |
| 北見市 | 網走市 | 函館市 | 青森市 |
| 盛岡市 | 秋田市 | 山形市 | 長野市 |
| 松本市 | | | |
| 三〇、七七三円 | 二七、二五〇円 | 二六、二九三円 | 二〇、七六四円 |

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき七千七十七円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千二百五十八円を、それぞれ支弁する。

5　［略］

**第七条の二**　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき七千七十七円を支弁する。

3　［略］

**第七条の三**　［略］

2　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、認可事業者が、令和六年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 小田原市 | 京都市 | 仙台市 | 新潟市 |
| 金沢市 | 上記以外の市町村 | | |
| 四八一、八八二円 | 四六四、九三七円 | 四五二、二一〇円 | 四三九、五〇二円 |

3　［略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 札幌市 | 栃木市 | 上記以外の市町村 | |
| 新潟市 | 前橋市 | | |
| 福井市 | 富山市 | | |
| 豊橋市 | 金沢市 | | |
| 徳島市 | 岡山市 | | |
| 四九七、一六三円 | 長崎市 | 四八三、一二一円 | |

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 旭川市 | 帯広市 | 札幌市 | 釧路市 |
| 北見市 | 網走市 | 函館市 | 青森市 |
| 盛岡市 | 秋田市 | 山形市 | 長野市 |
| 松本市 | | | |
| 三〇、七三四円 | 二七、二一六円 | 二六、二六〇円 | 二〇、七三八円 |

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千四百八十五円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千百六十円を、それぞれ支弁する。

5　［同上］

**第七条の二**　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千四百八十五円を支弁する。

3　［同上］

**第七条の三**　［同上］

2　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、認可事業者が、令和五年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 栃木市 | 岡山市 | 上記以外の市町村 | |
| 四五二、〇七六円 | | 四三九、三四六円 | |

3　［同上］